

○伊万里・有田地区医療福祉組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

平成23年6月27日

伊有医福祉組規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合規則第3号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 勤務時間及び休暇（第3条―第23条）

第3章 手続（第24条―第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、伊万里・有田地区医療福祉組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成23年条例第14号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）欠勤 勤務しないことにつき、任命権者の承認を得ずして正規の勤務時間の始めから終わりまで勤務しない場合をいう。
- （2）遅刻 勤務しないことにつき、任命権者の承認を得ずして正規の勤務時間の始めから中途まで勤務しない場合をいう。
- （3）早退 勤務しないことにつき、任命権者の承認を得ずして正規の勤務時間の中途から終わりまで勤務しない場合をいう。
- （4）所属長 管理者が別に定める課、老人ホーム及び病院の長をいう。

第2章 勤務時間及び休暇

（勤務時間）

第3条 職員の勤務時間は、条例第9条に定める休日を除き、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

（休憩時間）

第4条 休憩時間は、正午から午後1時までとする。

2 条例第6条第2項の規定に基づき、任命権者が一斉に休憩時間を与えないことができる

職員は、管理者が別に定める公署に勤務する職員とする。

- 3 任命権者は、条例第6条第2項の規定に基づき、休憩時間を一斉に与えないこととする場合には、あらかじめ、休憩時間を一斉に与えないこととする職員の範囲及び当該職員に対する休憩時間の与え方について定めなければならない。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第5条 任命権者は、条例第4条第2項の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、4週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に8日の週休日を設け、かつ、正規の勤務時間（条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにしなければならない。

- 2 任命権者は、特別の勤務に従事する職員のうち、職員の職務の特殊性その他の理由により、週休日及び勤務時間の割振りを4週間ごとの期間について定めること又は週休日を4週間につき8日とすることが困難であると認められる職員については、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにする場合に限り、前項の規定にかかわらず、52週を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

(週休日の振替等)

第6条 条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

- 2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要のある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第10条に規定する勤務日等をいう。第9条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 3 任命権者は、週休日の振替を行った場合には、職員に対して、速やかに、その旨を振替

休日通知書（様式第1号）により通知しなければならない。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第7条 条例第8条の3第1項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- （1） 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- （2） 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- （3） 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第8条 条例第8条の3第1項の規定による深夜における勤務の制限（以下「深夜勤務制限」という。）を請求しようとする職員は、深夜勤務制限請求書（様式第5号）により、深夜勤務制限を請求しようとする一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに請求を行うものとする。

- 2 深夜勤務制限の請求があった場合においては、任命権者は、公務の正常な運営を妨げる場合に該当するか否かについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の正常な運営を妨げることとなる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 任命権者は、深夜勤務制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第9条 深夜勤務制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- （1） 当該請求に係る子が死亡した場合
- （2） 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- （3） 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- （4） 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第7条の2に規定する者に該当

することとなった場合

- 2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届（様式第6号）により、任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限）

第10条 条例第8条の3第3項の規則で定める日は、次条第1項に規定する時間外勤務制限開始日（同条第3項の規定による変更があった場合にあっては、当該変更後の時間外勤務制限開始日）とする。

- 2 条例第8条の3第3項の規則で定める時間は、30時間に職員から請求のあった期間の月数を乗じて得た時間とする。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第11条 条例第8条の3第3項の規定に基づく時間外勤務の制限（以下「時間外勤務制限」という。）を請求しようとする職員は、任命権者が定める時間外勤務制限請求書（様式第5号）により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。以下「時間外勤務制限期間」という。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに任命権者に請求しなければならない。

- 2 時間外勤務制限の請求があった場合においては、任命権者は、条例第8条の3第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求を行った職員に対し通知しなければならない。
- 3 任命権者は、時間外勤務制限の請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条の3第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行った職員に対し通知しなければならない。

- 5 任命権者は、時間外勤務制限について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第12条 時間外勤務制限の請求がなされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日まで、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して前条の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務制限の請求は、当該事由が生じた日を時間外勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
- (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

3 前2項の場合（前項第2号に掲げる場合を除く。）において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等）

第13条 第7条の規定は、条例第8条の3第4項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

2 第10条第1項及び第2項の規定は、条例第8条の3第4項において準用する同条第3項の規則で定める日及び規則で定める時間について準用する。

3 第8条、第9条、第11条及び前条（同条第2項各号を除く。）の規定は、条例第8条の3第4項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第9条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と

当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の」とあるのは「前項」と、同条第3項中「前2項の場合（前項第2号に掲げる場合を除く。）」とあるのは「前2項の場合」と読み替えるものとする。

（勤務の制限に関し必要な事項）

第14条 第7条から前条までに規定するもののほか、勤務の制限に関し必要な事項は、管理者が定める。

（宿日直勤務）

第15条 条例第8条第1項の規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

- (1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務（次号に掲げる勤務を除く。）
- (2) 前号に規定する業務を目的とする勤務のうち、庁舎に附属する居室において私生活を営みつつ常時行う勤務

2 任命権者は、休日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

（代休日の指定）

第16条 条例第10条第1項に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）

の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手続に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（年次休暇）

第17条 条例第12条第1項に掲げる一の年度とは、4月1日から翌年3月31日までの間とする。

2 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員（条例第2条第2項の規定による育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び条例第2条第3項の規定による定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち、1週間ご

との勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に不斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

3 条例第12条第1項第2号に掲げる年の中途において新たに職員となった者のその年度における年次休暇の日数は、20日に発令の月からその年度の3月までの月数を12で除した数を乗じて得た日数(端数は切り捨てる。)とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が定める日数とする。

4 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に定める日数

ア 当該年度の初日に職員となった場合 20日に当該年度の前年度における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数

イ 当該年度の初日後に職員となった場合 この号アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

(2) 条例第2条第4項の規定による任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が定める日数とする。

5 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じ

て得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務（以下「短時間勤務」という。）のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

6 条例第12条第2項の規則で定める日数は、一の年度における年次休暇（第2項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数）の残日数（当該年度の翌年度の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により与えられた年次休暇の日数とする。

7 職員が、週休日又は休日をはさんで年次休暇を与えられた場合は、週休日又は休日は、年次休暇としない。

（年次休暇の単位）

第18条 年次休暇の単位は、1日、1時間又は15分を単位として与えることができる。ただし、年次休暇のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、不斉一型短時間勤務職員の年次休暇の単位は、1時間又は15分とする。

3 1時間又は15分を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分

イ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 7時間45分

（病気休暇）

第19条 条例第13条に規定する疾病には、予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。

2 病気休暇となる事由の区分及び期間は、別表第1に定めるところによる。

（特別休暇）

第20条 条例第14条の規則で定める特別休暇の種類及び期間は、次の各号に定めるとおりとする。この場合において、特別休暇の期間には、週休日及び休日を含むものとする。

原因	特別休暇の期間
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）又は狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）により交通が遮断され、又は隔離された場合	その都度必要と認める期間
(2) 風、水、震、火災その他の非常災害により交通が遮断され、又はと絶された場合	同
(3) 風、水、震、火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失し、又は破壊された場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(4) その他交通機関の事故等の不可抗力による場合	その都度必要と認める期間
(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合	同
(6) 選挙権その他公民としての権利の行使を行う場合	同
(7) 不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（頻繁な通院を必要とする治療として管理者が認める場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(8) 職員の出産のとき	産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内において職員が請求した期間。産後8週間
(9) 配偶者の出産のとき	出産の日から14日以内において3日を超えない範囲内
(10) 配偶者が出産する場合であって、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）から産後1年までの期間内における5日の範囲内の期間
(11) 生理のため勤務することが著しく困難である女子職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

(12) 妊娠中の女子職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠6月末（1月は28日として計算する。以下同じ。）までは4週間に1回、妊娠7月から9月末までは2週間に1回、妊娠10月から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認める時間
(13) 育児の場合	生後1年に達しない子を育てる場合（1日につき2回。1回45分）
(14) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして管理者が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち管理者が定めるものへの参加をすることをいう。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(15) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う場合	一の年度において5日（対象者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
(16) 忌引の場合	別表第2に定める期間
(17) 父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者及び子の祭日の場合	1日（遠隔の地に行く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算する。）

(18) 職員の婚姻の場合	7日を超えない範囲内
(19) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間
(20) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合	6月1日から10月31日までの期間内における、週休日及び休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
(21) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度に5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	
イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて管理者が定めるものにおける活動	
ウ ア及びイに掲げる活動のほか身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
(22) その他特に管理者が必要と認めた場合	その都度必要と認める期間

2 前項第8号、第9号、第13号及び第14号の休暇（以下この条において「特定休暇」と

いう。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

3 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに与えるものとする。

4 1時間を単位として与えた特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分

5 伊万里市及び有田町から伊万里・有田地区医療福祉組合に派遣された職員の特別休暇の期間については、第1項第7号、第14号、第15号及び第21号の規定にかかわらず、派遣元の条例、規則その他の規定の例による。

(介護休暇)

第21条 条例第15条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

(1) 祖父母、兄弟姉妹及び孫

(2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で任命権者が定めるもの

2 条例第15条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

(妊婦の通勤緩和休暇)

第22条 妊娠中の女子職員が交通機関を利用して通勤している場合において、その交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められるときは、当該職員の請求により、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でそれぞれ認められる時間の休暇を与えることができる。

(妊娠障害休暇)

第23条 妊娠中の女子職員がつわりのため勤務することが困難な場合は、当該職員の請求

により、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間の休暇を与えることができる。

第3章 手続

(年次休暇の手続)

第24条 職員が第17条に規定する年次休暇を請求する場合には、休暇申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に所要事項を記載し、所属長を経て管理者の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ承認を得ることができない場合には、事後速やかに所定の手続をとらなければならない。

- 2 職員は、週休日又は休日を除き、引き続き6日を超えて年次休暇を受けようとする場合には、勤務しない事由を明らかにしなければならない。

(病気休暇の手続)

第25条 職員が病気休暇(次項に定める場合を除く。)を受けようとするときは、申請書に医師の診断書を添えて所属長を経て管理者の承認を得なければならない。ただし、その病気休暇が連続して5日を超えない場合は、医師の診断書の提出を省略することができる。

- 2 職員が公務による負傷又は疾病の場合の病気休暇を受けようとするときは、申請書にそのことを証拠づける事実、資料、書類等を添えて所属長を経て管理者の承認を得なければならない。

第26条 第19条第2項別表第1に規定する結核性疾患で療養中の職員が、あらかじめ定められた療養期間の満了前において、勤務に支障がない程度まで治癒していると主治医が判断した場合には、職務復帰申請書(様式第3号)を所属長を経て管理者に提出しなければならない。

第27条 管理者は、療養者が主治医又は医師である衛生管理者の指示に従わず療養に専念しないと認める場合には、その者に対する結核性疾患の場合の病気休暇を取り消すことができる。

(職務復帰の手続)

第28条 精神疾患による病気休暇が1月以上の職員が職務に復帰しようとするときは、職務復帰をしようとする日の前日から起算して1週間前の日までに、職務復帰申請書(様式第3号の2)に医師の診断書を添えて、所属長を経て管理者の承認を得なければならない。

- 2 管理者は、前項の承認について、管理者が指定する医師の面談結果を参考に承認の可否を決定するものとする。

(特別休暇の手続)

第29条 職員が第20条に規定する特別休暇を申請する場合の手続については、第24条の規

定を準用する。

- 2 前項の場合において、承認を与える場合を除くほか、職員が第20条に規定する原因のために勤務しないこと又はしなかったことを証拠づける事実、資料、書類等に基づき必要最少限度の期間とする。

第30条 第20条第1項第16号に規定する原因による特別休暇の場合（以下「忌引の場合」という。）において生計を一にする姻族が死亡したときは、血族に準ずるものとする。

- 2 忌引の場合において、いわゆる代襲相続の場合における祭具等の継承を受けた者については、1親等の直系血族（父母及び子）に準ずるものとする。
- 3 配偶者又は1親等の親族に係る忌引の場合において、当該配偶者等の死亡日前の当該死亡日に引き続く期間で当該配偶者等の看病のため勤務できないときは、その期間（3日を限度とする。）を忌引日数として取り扱うものとする。
- 4 忌引の場合において葬祭のため遠隔の地におもむく必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。

（介護休暇の手続）

第31条 職員が介護休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ申請書を所属長を経て管理者の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、第21条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

（妊婦の通勤緩和休暇の手続）

第32条 職員が妊婦の通勤緩和休暇の承認を受けようとするときは、管理者の承認を得なければならない。

（妊娠障害休暇の手続）

第33条 職員が妊娠障害休暇の承認を受けようとするときは、管理者の承認を得なければならない。

（欠勤）

第34条 職員が欠勤した場合は、所属長は欠勤した事由等を速やかに調査し、事務局長に報告しなければならない。

（遅刻及び早退）

第35条 職員が、遅刻、早退した場合は、前条の規定を準用する。

- 2 職員の遅刻、早退の時間数の合計が8時間に達したときは、1日の欠勤として取り扱う。

(出勤表)

第36条 職員は、全て始業時刻前及び終業時刻後に自ら出勤表に押印しなければならない。

(整理責任者)

第37条 所属長は、その所属職員のうちから申請書及び出勤表の整理責任者（以下「整理責任者」という。）を定めなければならない。

- 2 整理責任者は、申請書及び出勤表の整理並びに保管の任に当たるものとし、速やかにその整理を行わなければならない。

(手続の準用)

第38条 伊万里・有田地区医療福祉組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和48年条例第15号）及び伊万里・有田地区医療福祉組合職務に専念する義務の特例に関する規則（平成23年規則第8号）の規定に基づき、その職務に専念しないことにつき承認を得ようとする場合は、第15条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「休暇申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）」とあるのは、「職務に専念する義務の免除申請書（様式第4号）」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この規則による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則又は伊万里市若しくは有田町の職員であった者で引き続き伊万里・有田地区医療福祉組合に採用されたものに対する伊万里市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年伊万里市規則第13号）若しくは有田町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年有田町規則第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年3月31日伊有医福祉組規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条

の5第2項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、改正後の伊万里・有田地区医療福祉組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。

附 則 (令和5年6月1日伊有医福組規則第7号)

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月28日伊有医福組規則第9号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日伊有医福組規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年1月1日伊有医福組規則第1号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(特別休暇に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において在籍する職員であって、引き続き令和8年1月1日に在籍する職員については、改正後の伊万里・有田地区医療福祉組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則規(以下「新規則」という。)第20条第1項第7号、第14号、第15号及び第21号の規定による特別休暇については、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間、次の各号に掲げる休暇の区分に応じて、当該各号に掲げる日数を取得できるものとする。

(1) 新規則第20条第1項第7号の規定による休暇 2日以内

(2) 新規則第20条第1項第14号の規定による休暇 2日(子が2人以上の場合にあっては、4日)以内

(3) 新規則第20条第1項第15号の規定による休暇 2日(対象者が2人以上の場合にあっては、4日)以内

(4) 新規則第20条第1項第21号の規定による休暇 2日以内

別表第1 (第19条関係)

病気休暇となる事由の区分	病気休暇の有給の期間
公務による負傷又は疾病の場合	病気休暇の全期間
結核性疾患	1 職員の勤続年数に応じて次に掲げる期間

	勤続2年未満の者 6月 勤続2年以上の者 1年 2 前項の期間満了前に職員が職務に復帰し、当該職務復帰の日から6月以内に再び同一の疾病にかかったときは、前項の規定にかかわらず前項の期間から当該職務復帰前の病気休暇の期間を減じた期間 3 前2項の規定にかかわらず前2項に規定する期間満了後に職務に復帰し、当該職務復帰の日から6月以内に再び同一の疾病にかかったとき及び伊万里・有田地区医療福祉組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和48年条例第13号）第3条第2項により復職を命ぜられた日から6月以内に再び同一の疾病にかかったときの病気休暇の期間は、有給とはしない。
その他の負傷又は疾病の場合	90日の範囲内の期間（ただし、次の各号に掲げる場合については、当該各号の定めるところによる。） (1) 病気休暇の期間満了後、当該職員が勤務に服することなく、引き続き同一傷病又は他の傷病のため休暇を申請したとき 前後の休暇期間を通算して90日以内 (2) 同一傷病が再発した場合であって、既に与えられた前の休暇の期間満了後、職員の勤務した期間が6月以上経過したとき その再発した傷病について90日以内 (3) 前号の場合で、既に与えられた前の休暇の期間満了後、職員の勤務した期間が6月未満であるとき 第1号に定める期間

注

- 1 勤続年数の算定については、別に定める。
- 2 勤続年数の算定の基準となる月は、発病の日の属する月とする。

別表第2（第20条関係）

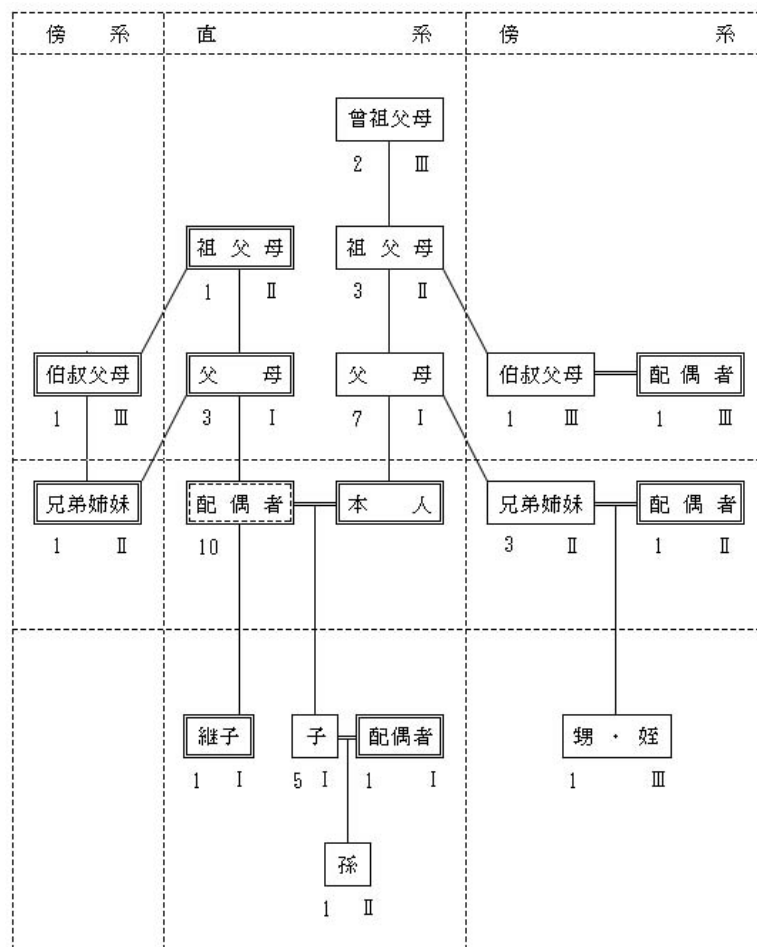
死亡した者		日数
配偶者		10日
血族	1親等の直系尊属（父母）	7日
	同 卑属（子）	5日
	2親等の直系尊属（祖父母）	3日
	同 卑属（孫）	1日

姻族	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3親等の直系尊属（曾祖父母）	2日
	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
	3親等の傍系者（甥姪）	1日
	1親等の直系尊属	3日
	同 卑属	1日
	2親等の直系尊属	1日
	2親等の傍系者	1日
	3親等の傍系尊属	1日

注 遠隔の地に行く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算する。

備考

〔親族関係と忌引日数〕



(凡 例) Ⅰ Ⅱ Ⅲは親等をあらわす。

1～10は忌引の日数をあらわす。

は血族

は姻族

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

振 替 休 日 通 知 書		
課 名	係 名	氏 名
振替休日 月 日 (曜)		
理由 月 日と振替のため		
所 属 長 印		

様式第2号（第24条関係）

休 暇 申 請 書

決 裁	管理者	副管理者	事務局長	事務長	庶務係長	所属長	所属係長		

休 暇 申 請 番 号			
職 員 番 号		職 員 氏 名	㊟
所 属 コ ー ド		所 属 名 称	
職 名			内 線

休 暇 名 称		
期 間		
部 分 休 暇 時 刻 1		部 分 休 暇 時 刻 2
残 日 数		残 時 間 数
期 間 日 数		期 間 時 間 数
時 間 外 勤 務 日		

備 考	
-----	--

様式第3号（第27条関係）

職務復帰申請書

所属長

所属課名	
職氏名	
復帰予定日	年 月 日
復帰の理由	
添付書類	公立病院の医師の診断書。ただし、衛生管理者の承認を受けた場合は、主治医の診断書をもってこれに代えることができる。
上記のとおり申請します。	
年 月 日	
氏名 印	
伊万里・有田地区医療福祉組合管理者 様	
衛生管理者の意見及び氏名	氏名 印

様式第3号の2（第29条関係）

職務復帰申請書

所属長

所属課名	
職氏名	
復帰予定日	年 月 日
復帰の理由	
添付書類	主治医の診断書
上記のとおり申請します。	
年 月 日	
氏名 印	
伊万里・有田地区医療福祉組合管理者 様	
管理者が指定する医師の意見及び氏名	氏名 印

様式第4号（第39条関係）

職務に専念する義務の免除申請書

決 裁	管理者	副管理者	事務局長	事務長	庶務係長	所属長	所属係長		

休 暇 申 請 番 号				㊟							
職 員 番 号		職 員 氏 名									
所 属 コ ー ド		所 属 名 称									
職 名						内 線					

理 由					
期 間					
部 分 休 暇 時 刻 1				部 分 休 暇 時 刻 2	
残 日 数				残 時 間 数	
期 間 日 数				期 間 時 間 数	

備 考					
-----	--	--	--	--	--

様式第5号（第8条、第11条関係）

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

(任命権者) _____ 様		年 月 日
次のとおり ☐ 養育 ☐ 介護 のため ☐ 深夜勤務 ☐ 時間外勤務 の制限を請求します。		
請求者 所属 職名 氏名 _____ ㊞		
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	(要介護者の続柄: _____)
	子の生年月日	年 月 日 (□出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親であるものの有無及び状況	☐ 有 ☐ 深夜において就業している ☐ 就業している (時間外勤務の制限を請求する場合で該当するときのみ記入) ☐ 負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難である ☐ 産前8週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 又は産後8週間以内である ☐ 無	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで
	時間外勤務の制限	年 月 日から ☐ 1年 ☐ 月 (12月に満たないものに限る。)
(注) 1 について ① 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日の□にレ印を記入すること。 2 について ① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。 ② 「深夜に就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3 について この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。 4 について 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として要求する。		

様式第6号（第9条関係）

育児又は介護の状況変更届

		年	月	日		
(任命権者)						
様						
		所属				
		職名				
		氏名 ⑩				
次のとおり <table border="1"><tr><td>☐ 深夜勤務</td></tr><tr><td>☐ 時間外勤務</td></tr></table> の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。					☐ 深夜勤務	☐ 時間外勤務
☐ 深夜勤務						
☐ 時間外勤務						
1 届出の事由						
(1) 養育の状況の変更						
☐ 子が死亡した						
☐ 職員の子でなくなった(☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し)						
☐ 子と同居しなくなった						
☐ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった						
(2) 介護の状況の変更						
☐ 要介護者が死亡した						
☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した(消滅の理由:)						
☐ 同居しなくなった						
2 届出の事実が発生した日						
年 月 日						

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 24 条関係）

様式第 3 号（第 27 条関係）

様式第 3 号の 2（第 29 条関係）

様式第 4 号（第 39 条関係）

様式第 5 号（第 8 条、第 11 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）